



2023年8月29日
株式会社ティップネス

フィットネスクラブの利用をワンプライスで、わかりやすく、はじめやすく、そして手軽に。 中小企業の声から生まれた究極のシンプルプラン ティップネス「定額ライトプラン」9月1日より提供開始

関東・関西・東海地区に総合フィットネスクラブおよび24時間トレーニングジムを展開する株式会社ティップネス（本部：東京都千代田区、代表取締役社長：岡部 智洋）は、従業員100名以下の中小企業を対象に、施設利用の新プラン「定額ライトプラン」の提供を9月1日（金）より開始します。



□ シンプルな価格設定と高い利便性で、中小企業従業員の健康をサポート

従業員への福利厚生の一環として、フィットネスクラブの利用補助制度を設ける企業は多く、当社においても各種法人契約プランをご用意しています。しかし法人プランは一般に年単位での契約が基本となるため、導入時の負荷が大きくなる場合があります。たとえば、企業は契約時に利用者の支払い方法（月会費払い、都度払い、一部全額企業負担等）をはじめ、プランによって企業負担額、年間の総利用回数上限、利用できる店舗の数など様々な選択をしなければなりません。これは選択肢が多く便利な反面、ご利用開始後に使い過ぎによる追加費用の発生や、逆に無駄が生じるケースもあります。

そこで当社はこの度、中小企業に向けて、企業負担も従業員の利用負担も軽減し、シンプルでわかりやすく、始めやすい新プラン「定額ライトプラン」の導入を決定しました。このプランは、**従業員の利用時の負担は都度払いで1回あたり税込み550円のみ、企業の負担は利用人数や回数に関係なく月額税込み33,000円のみ**、という非常にシンプルな設計です。（初回のみ別途手数料がかかります）さらに、**店舗は関東エリアか関西エリアいずれかのティップネス全店（丸の内スタイルを除く）が利用でき、加えて従業員だけでなくその家族も対象となるなど、利便性の高さも特徴**です。

昨年度、当社に問い合わせをいただいた企業の実に8割以上が、従業員数100名以下の中小企業でした。「従業員の健康を増進したい」「福利厚生を充実させたい」という想いを持ちつつ、費用や手続きがネックで断念せざるを得なかった企業の声に応える形で、この新プランを導入します。当社は今後も企業の声을大切にし、健康サービスを積極的に展開することで、企業理念である「健康で快適な生活文化の提案と提供」を実現してまいります。

□ティップネス法人契約「定額ライトプラン」概要

- 対象：従業員数 100 名以下の中小企業
- 特徴：
 - 企業も従業員もワンプライスのシンプルでわかりやすいプラン
 - 利用人数も利用回数も上限が無く、企業側の追加負担も無いため、従業員への利用促進がしやすい
 - 従業員だけでなく、その家族も同様に利用が可能
 - 関東エリアまたは関西エリアのティップネス全店（丸の内スタイルを除く）が利用可能
※FASTGYM24 は対象外
- 価格（税込み）：
 - 企業負担…月額 33,000 円（初回のみ初期費用として別途 33,000 円が必要）
 - 従業員（利用者）負担…都度利用料 550 円（初回のみ初期費用として別途 1,100 円が必要）

プログラムの詳細はこちら >> <https://www.tipness-partner.jp/info/48801l4wg5an0683.html>

□株式会社ティップネス 会社概要

会社名：株式会社ティップネス／本部：〒102-0081 東京都千代田区四番町 5 番地 6 日テレ四番町ビル 1 号館 3 階
創立：1986 年 10 月／代表者：岡部 智洋／事業内容：フィットネスクラブの経営／店舗数：直営店 144 店舗、
受託施設（指定管理含む）15 施設